



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施（4件）（統計分析課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	2
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	2
○道路の供用開始（道路課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○県営土地改良事業の計画の変更（ 〃 ）	3
高知県教育委員会告示	
◎高知県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の定め及び告示の廃止（教育委員会事務局高等学校課）	3
正 誤	
○正誤（令元・12・20付け 告示）	8

-----  
告 示  
-----

高知県告示第23号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年1月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
高知県立農業担い手育成センター修了生の就農等状況調査
- 2 調査の目的  
各年度の高知県立農業担い手育成センターの就農希望者長期研修の修了後の就農、農家研修等の状況を把握することにより、今後の研修内容の改善及び就農支援に資するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲  
(1) 地域  
ア 調査票A

- 高岡郡四万十町（高知県立農業担い手育成センター敷地内）
- イ 調査票B  
県内全域
  - (2) 単位  
人
  - (3) 属性  
高知県立農業担い手育成センターの就農希望者長期研修の修了生
  - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日  
(1) 報告を求める事項  
ア 調査票A  
研修修了時の就農の状況  
イ 調査票B  
研修修了後に農家研修に出た修了生（研修準備中の者を含む。）の就農の状況  
(2) その基準となる期日  
調査日現在
  - 5 報告を求める者  
(1) 数  
ア 調査票A  
約25人  
イ 調査票B  
約25人  
(2) 選定方法  
県が作成した高知県立農業担い手育成センターの就農希望者長期研修の修了生のリストによる全数
  - 6 報告を求めるために用いる方法  
(1) 調査組織  
ア 調査票A  
県が報告者に直接報告を求める。  
イ 調査票B  
県が報告者に直接又は市町村を経由して報告を求める。  
(2) 調査方法  
職員による聞き取り調査
  - 7 報告を求める期間  
(1) 調査票A  
研修が終了した月末日まで  
(2) 調査票B  
毎月末日まで
- 高知県告示第24号
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
- 令和2年1月17日
- 高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
環境制御機器類及び節油対策の導入状況調査
  - 2 調査の目的  
県内における環境制御機器類及び節油対策の導入の実態を把握することにより、園芸農業の高度化及びコストの低減に資するための基礎資料とするため。
  - 3 調査対象の範囲  
(1) 地域  
県内全域  
(2) 単位  
戸  
(3) 属性  
園芸農家
  - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日  
(1) 報告を求める事項  
ア 炭酸ガス発生装置の導入の状況  
イ 細霧装置の導入の状況  
ウ 環境測定装置の導入の状況  
エ 節油対策の導入の状況  
オ 代替加温器の導入の状況  
(2) その基準となる期日  
報告を求める年の前年の12月末日
  - 5 報告を求める者  
(1) 数  
約4,000戸  
(2) 選定方法  
県が作成した農業者のリストによる全数
  - 6 報告を求めるために用いる方法  
(1) 調査組織  
県が報告者に直接報告を求める。  
(2) 調査方法  
職員による聞き取り調査
  - 7 報告を求める期間  
毎年1月中旬から同月末日まで
- 高知県告示第25号
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
- 令和2年1月17日
- 高知県知事 濱田 省司
- 1 調査の名称  
新規漁業就業者参入状況調査
  - 2 調査の目的  
県内における新規漁業就業者の参入の状況を調査し、この調査により把握した過去3年間における漁業就業者について追跡調査を行うことにより、漁業就業者の確保対策の基礎資料とす

<p>るため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 団体</p> <p>(3) 属性 漁業協同組合及び漁業を営む法人又は団体</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 新規漁業就業者の属性</p> <p>イ 新規漁業就業者が就業した漁業の種類</p> <p>ウ 新規漁業就業者の組合員の資格の有無</p> <p>エ 新規漁業就業者の国又は県の支援制度の活用の状況</p> <p>オ 過去の新規漁業就業者の就業の現状</p> <p>カ 過去の新規漁業就業者の前年漁獲高</p> <p>(2) その基準となる期間 毎年1月から12月までの1年間</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 約100団体</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が報告者に直接報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 職員による聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 毎年1月下旬から2月末日まで</p> <p><b>高知県告示第26号</b></p> <p>次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 令和2年1月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 調査の名称 「土佐のおさかなまつり」に関するアンケート調査</p> <p>2 調査の目的 「土佐のおさかなまつり」の成果及び評価を把握することにより、県産水産物の消費を拡大する事業のための基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位</p>	<p>ア 調査票A 団体</p> <p>イ 調査票B 人</p> <p>(3) 属性</p> <p>ア 調査票A 「土佐のおさかなまつり」に出展する県内の農業事業者、畜産事業者及び水産事業者並びにこれらの事業を行う団体</p> <p>イ 調査票B 「土佐のおさかなまつり」の来場者</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 調査票A (ア) 「土佐のおさかなまつり」での売上げの状況について</p> <p>(イ) 「土佐のおさかなまつり」での販売品について</p> <p>イ 調査票B (ア) 魚を購入する頻度、購入先等</p> <p>(イ) 飲食店を利用する頻度、魚のメニューを注文する頻度等</p> <p>(ウ) 家庭で魚料理を作る頻度</p> <p>(2) その基準となる期日 調査日現在</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>ア 調査票A 約30団体</p> <p>イ 調査票B 約300人</p> <p>(2) 選定方法</p> <p>ア 調査票A 県が作成した「土佐のおさかなまつり」に出展する県内農畜水産事業者等のリストによる全数</p> <p>イ 調査票B 無作為抽出</p> <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員による調査</p> <p>7 報告を求める期間 令和2年1月下旬</p> <p><b>高知県告示第27号</b></p> <p>医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第</p>	<p>144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。 令和2年1月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日 訪問看護ステーション野いちご 南国市小籠941番地20 令和2年1月17日</p> <p><b>高知県告示第28号</b></p> <p>国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年12月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和2年1月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量</p> <p>2 作業期間 令和元年10月3日から令和2年1月31日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡四万十町古市町及び仁井田</p> <p><b>高知県告示第29号</b></p> <p>国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年12月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和2年1月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量</p> <p>2 作業期間 令和元年10月16日から令和2年1月31日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町佐賀</p> <p><b>高知県告示第30号</b></p> <p>国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年12月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和2年1月17日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量</p> <p>2 作業期間</p>
---	--	--

令和元年11月7日から令和2年2月28日まで  
 3 作業地域  
 高岡郡四万十町富岡、平串及び中ノ越  
**高知県告示第31号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、  
 道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、令和2年1月17日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和2年1月17日  
 高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字宮ノ前1900番1	56	令和2年1月17日

-----  
**公 告**  
 -----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、  
 中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員  
 の届出があった。  
 令和2年1月17日  
 高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	山添 道生	高岡郡中土佐町上ノ加江5338番3地
〃	竹添 和夫	〃 〃 〃 1748番地
〃	黒原 昭一	〃 〃 〃 久礼1963番地7
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃 上ノ加江1443番地
〃	越 美喜夫	〃 〃 〃 2067番地
〃	原 昭延	〃 〃 〃 1021番地2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃 1768、1769番地
〃	松丸 博章	〃 〃 〃 1432番地
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃 1536番地
〃	池田 修	〃 〃 〃 久礼3901番地
監事	政岡 博志	〃 〃 〃 2416番地
〃	山添 岳廣	〃 〃 〃 上ノ加江2000番地
(就任)		
理事	山添 道生	高岡郡中土佐町上ノ加江5338番3地
〃	竹添 和夫	〃 〃 〃 1748番地

〃	黒原 昭一	〃 〃 〃	久礼1963番地7
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃	上ノ加江1443番地
〃	越 美喜夫	〃 〃 〃	2067番地
〃	原 昭延	〃 〃 〃	1021番地2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃	1768、1769番地
〃	松丸 博章	〃 〃 〃	1432番地
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃	1536番地
〃	池田 修	〃 〃 〃	久礼3901番地
監事	政岡 博志	〃 〃 〃	2416番地
〃	西田 修二	〃 〃 〃	5693番地

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、  
 県営土地改良事業（窪川地区農村地域防災減災事業（用水施設））  
 の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 令和2年1月17日  
 高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
 令和2年1月17日から同年2月17日まで
- 3 縦覧場所  
 四万十町役場
- 4 その他  
 この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の  
 日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をする  
 ことができる。  
 また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審  
 査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを  
 知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告とし  
 て（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）  
 、土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起する  
 ことができる。

-----  
**教育委員会告示**  
 -----

**高知県教育委員会告示第1号**  
 高等学校学習指導要領（平成30年3月文部科学省告示第68号）  
 第1章第2款及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則  
 （昭和47年高知県教育委員会規則第7号）第4条の規定により、  
 高知県立高等学校における主として専門学科において開設される  
 各教科・科目の標準単位数を次のとおり定め、令和4年4月1日  
 （以下「施行日」という。）から施行し、平成23年2月高知県教  
 育委員会告示第2号（高知県立高等学校における主として専門学

科において開設される各教科・科目の標準単位数の定め及び告示  
 の廃止）は、令和4年3月31日限り廃止することとし、この告示  
 の規定は、施行日以降高知県立高等学校の第1学年に入学した生  
 徒（施行日前に高知県立高等学校に入学し、第1学年に在学する  
 こととなった生徒を含む。）に係る各教科・科目の標準単位数に  
 ついて適用し、この告示の規定の適用を受けない高知県立高等学  
 校の生徒に係る各教科・科目の標準単位数については、なお従前  
 の例による。  
 令和2年1月17日  
 高知県教育長 伊藤 博明

| 教科          | 科目    | 標準単位数 |
|-------------|-------|-------|
| 農業          | 農業と環境 | 2～6   |
|             | 課題研究  | 2～6   |
|             | 総合実習  | 2～14  |
|             | 農業と情報 | 2～6   |
|             | 作物    | 2～8   |
|             | 野菜    | 2～8   |
|             | 果樹    | 2～8   |
|             | 草花    | 2～8   |
|             | 畜産    | 2～12  |
|             | 栽培と環境 | 2～6   |
|             | 飼育と環境 | 2～6   |
|             | 農業経営  | 2～6   |
| 農業機械        | 2～6   |       |
| 植物バイオテクノロジー | 2～6   |       |
| 食品製造        | 2～8   |       |
| 食品化学        | 2～8   |       |

|    |        |      |  |              |      |  |         |      |
|----|--------|------|--|--------------|------|--|---------|------|
|    | 食品微生物  | 2～6  |  | 機械工作         | 2～10 |  | 建築施工    | 2～8  |
|    | 食品流通   | 2～6  |  | 機械設計         | 2～10 |  | 建築法規    | 2～6  |
|    | 森林科学   | 2～8  |  | 原動機          | 2～6  |  | 設備計画    | 2～8  |
|    | 森林経営   | 2～8  |  | 電子機械         | 2～10 |  | 空気調和設備  | 2～10 |
|    | 林産物利用  | 2～8  |  | 生産技術         | 2～8  |  | 衛生・防災設備 | 2～10 |
|    | 農業土木設計 | 2～8  |  | 自動車工学        | 2～10 |  | 測量      | 2～9  |
|    | 農業土木施工 | 2～6  |  | 自動車整備        | 2～10 |  | 土木基盤力学  | 2～8  |
|    | 水循環    | 2～6  |  | 船舶工学         | 2～18 |  | 土木構造設計  | 2～10 |
|    | 造園計画   | 2～8  |  | 電気回路         | 2～9  |  | 土木施工    | 2～9  |
|    | 造園施工管理 | 2～6  |  | 電気機器         | 2～9  |  | 社会基盤工学  | 2～6  |
|    | 造園植栽   | 2～6  |  | 電力技術         | 2～9  |  | 工業化学    | 4～12 |
|    | 測量     | 2～8  |  | 電子技術         | 2～9  |  | 化学工学    | 2～9  |
|    | 生物活用   | 2～6  |  | 電子回路         | 2～9  |  | 地球環境化学  | 2～8  |
|    | 地域資源活用 | 2～8  |  | 電子計測制御       | 2～9  |  | 材料製造技術  | 2～9  |
| 工業 | 工業技術基礎 | 2～6  |  | 通信技術         | 2～8  |  | 材料工学    | 2～9  |
|    | 課題研究   | 2～6  |  | プログラミング技術    | 2～10 |  | 材料加工    | 2～9  |
|    | 実習     | 4～18 |  | ハードウェア技術     | 2～10 |  | セラミック化学 | 2～8  |
|    | 製図     | 2～12 |  | ソフトウェア技術     | 2～10 |  | セラミック技術 | 2～8  |
|    | 工業情報数理 | 2～6  |  | コンピュータシステム技術 | 2～10 |  | セラミック工業 | 2～8  |
|    | 工業材料技術 | 2～6  |  | 建築構造         | 2～8  |  | 繊維製品    | 2～9  |
|    | 工業技術英語 | 2～6  |  | 建築計画         | 2～11 |  | 繊維・染色技術 | 2～9  |
|    | 工業管理技術 | 2～10 |  | 建築構造設計       | 2～11 |  | 染織デザイン  | 2～8  |
|    | 工業環境技術 | 2～6  |  |              |      |  | インテリア計画 | 2～9  |

|    |                |     |    |          |      |    |            |      |
|----|----------------|-----|----|----------|------|----|------------|------|
|    | インテリア装備        | 2～9 |    | プログラミング  | 2～6  |    | ダイビング      | 2～6  |
|    | インテリアエレメント生産   | 2～9 |    | ネットワーク活用 | 2～6  |    | マリンスポーツ    | 2～6  |
|    | デザイン実践         | 2～6 |    | ネットワーク管理 | 2～6  |    | 生活産業基礎     | 2～4  |
|    | デザイン材料         | 2～6 | 水産 | 水産海洋基礎   | 2～6  | 家庭 | 課題研究       | 2～6  |
|    | デザイン史          | 2～6 |    | 課題研究     | 2～6  |    | 生活産業情報     | 2～6  |
| 商業 | ビジネス基礎         | 2～6 |    | 総合実習     | 2～14 |    | 消費生活       | 2～6  |
|    | 課題研究           | 2～6 |    | 海洋情報技術   | 2～8  |    | 保育基礎       | 2～8  |
|    | 総合実践           | 2～6 |    | 水産海洋科学   | 2～6  |    | 保育実践       | 2～8  |
|    | ビジネス・コミュニケーション | 2～6 |    | 漁業       | 2～8  |    | 生活と福祉      | 2～6  |
|    | マーケティング        | 2～6 |    | 航海・計器    | 2～10 |    | 住生活デザイン    | 2～8  |
|    | 商品開発と流通        | 2～6 |    | 船舶運用     | 2～12 |    | 服飾文化       | 2～6  |
|    | 観光ビジネス         | 2～6 |    | 船用機関     | 2～14 |    | ファッション造形基礎 | 2～6  |
|    | ビジネス・マネジメント    | 2～6 |    | 機械設計工作   | 2～8  |    | ファッション造形   | 2～10 |
|    | グローバル経済        | 2～6 |    | 電気理論     | 2～12 |    | ファッションデザイン | 2～14 |
|    | ビジネス法規         | 2～6 |    | 移動体通信工学  | 2～10 |    | 服飾手芸       | 2～6  |
|    | 簿記             | 2～6 |    | 海洋通信技術   | 2～12 |    | フードデザイン    | 2～8  |
|    | 財務会計Ⅰ          | 2～6 |    | 資源増殖     | 2～12 |    | 食文化        | 2～4  |
|    | 財務会計Ⅱ          | 2～6 |    | 海洋生物     | 2～10 |    | 調理         | 2～14 |
|    | 原価計算           | 2～6 |    | 海洋環境     | 2～10 |    | 栄養         | 2～4  |
|    | 管理会計           | 2～6 |    | 小型船舶     | 2～8  |    | 食品         | 2～4  |
|    | 情報処理           | 2～6 |    | 食品製造     | 2～14 |    | 食品衛生       | 2～6  |
|    | ソフトウェア活用       | 2～6 |    | 食品管理     | 2～14 |    | 公衆衛生       | 2～6  |
|    |                |     |    |          | 水産流通 |    | 2～8        |      |

|                |               |         |             |             |          |       |           |       |
|----------------|---------------|---------|-------------|-------------|----------|-------|-----------|-------|
| 看護             | 総合調理実習        | 2～6     |             | コンテンツの制作と発信 | 2～6      | スポーツⅢ | 2～12      |       |
|                | 基礎看護          | 2～11    |             | メディアとサービス   | 2～4      |       | スポーツⅣ     | 2～12  |
|                | 人体の構造と機能      | 2～8     |             | 情報実習        | 2～8      |       | スポーツⅤ     | 3～6   |
|                | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 2～8     |             | 福祉          | 社会福祉基礎   |       | 2～8       | スポーツⅥ |
|                | 健康支援と社会保障制度   | 2～7     | 介護福祉基礎      |             | 2～8      |       | スポーツ総合演習  | 3～6   |
|                | 成人看護          | 2～6     | コミュニケーション技術 |             | 2～4      |       | 音楽        | 音楽理論  |
|                | 老年看護          | 2～4     | 生活支援技術      |             | 2～12     | 音楽史   |           | 2～6   |
|                | 小児看護          | 2～4     | 介護過程        | 2～6         | 演奏研究     | 2～6   |           |       |
|                | 母性看護          | 2～4     | 介護総合演習      | 2～4         | ソルフェージュ  | 3～12  |           |       |
|                | 精神看護          | 2～4     | 介護実習        | 2～8         | 声楽       | 2～15  |           |       |
|                | 在宅看護          | 2～4     | こころとからだの理解  | 2～10        | 器楽       | 3～15  |           |       |
|                | 看護の統合と実践      | 2～4     | 福祉情報        | 2～4         | 作曲       | 2～4   |           |       |
|                | 看護臨地実習        | 10～21   | 理数          | 理数数学Ⅰ       | 5～8      | 鑑賞研究  | 2～4       |       |
|                | 看護情報          | 2～4     |             | 理数数学Ⅱ       | 6～12     | 美術    | 美術概論      | 2～6   |
|                | 情報            | 情報産業と社会 |             | 2～4         | 理数数学特論   |       | 2～8       | 美術史   |
| 課題研究           |               | 2～4     |             | 理数物理        | 3～8      |       | 鑑賞研究      | 2～12  |
| 情報の表現と管理       |               | 2～4     |             | 理数化学        | 3～8      |       | 素描        | 2～12  |
| 情報テクノロジー       |               | 2～4     |             | 理数生物        | 3～8      |       | 構成        | 2～10  |
| 情報セキュリティ       |               | 2～6     | 理数地学        | 3～8         | 絵画       |       | 2～12      |       |
| 情報システムのプログラミング |               | 2～8     | 体育          | スポーツ概論      | 3～6      |       | 版画        | 2～12  |
| ネットワークシステム     |               | 2～4     |             | スポーツⅠ       | 2～12     |       | 彫刻        | 2～12  |
| データベース         |               | 2～6     |             | スポーツⅡ       | 2～12     |       | ビジュアルデザイン | 2～12  |
| 情報デザイン         | 2～6           |         |             |             | クラフトデザイン |       | 2～12      |       |

|    |                 |      |
|----|-----------------|------|
|    | 情報メディアデザイン      | 2～12 |
|    | 映像表現            | 2～12 |
|    | 環境造形            | 2～12 |
| 英語 | 総合英語Ⅰ           | 3～6  |
|    | 総合英語Ⅱ           | 4～6  |
|    | 総合英語Ⅲ           | 4～6  |
|    | ディベート・ディスカッションⅠ | 2～4  |
|    | ディベート・ディスカッションⅡ | 2～4  |
|    | エッセイライティングⅠ     | 2～4  |
|    | エッセイライティングⅡ     | 2～4  |

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付     | 公報番号  | 種類  | ページ | 欄<br>(行)     | 正                                                 | 誤                                                        |
|----------|-------|-----|-----|--------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 令元・12・20 | 10197 | ○告示 | 3   | 左<br>(38・39) | アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキを結ぶ6直線並びにキア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域 | アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結ぶ6直線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域                |
|          |       |     |     | 中<br>(21・22) | アイ、イウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線並びにオア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域       | アイ、イウ、ウエ、エオを結ぶ4直線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域                      |
|          |       |     |     | 右<br>(21・22) | (この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。) | (この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。) |